

滑川市街灯設置に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、街灯設置補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「町内会」という。法人格の有無を問わない。以下同じ。）が交通安全対策及び防犯対策等の向上を図るため、当該町内会が包括する区域で街灯を設置又は更新する場合に、予算の範囲内において、当該町内会に補助金を交付するものとする。

(補助の採択基準)

第3条 補助の採択基準は、LED照明で電柱等共架タイプのものとする。

(補助率)

第4条 第2条に規定する補助事業の補助率は、別表のとおりとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、設置する機種の変更等で20%を超える事業費の増減以外の変更とする。

(補助金の交付方法)

第7条 この要綱に係る補助金の交付方法は、精算払とする。

(補助申請等の様式)

第8条 規則又はこの要綱に基づき市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 街灯設置に関する補助金交付申請書
 - (2) 土地所有者等の同意書
 - (3) 街灯設置に関する補助金実績報告書
- (細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年度分の補助金から適用する。
- 2 滑川市街灯設置工事補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

区 分	補助率等
20W 蛍光灯相当の LED 照明	100 %
上記以外の LED 照明	上記補助金相当額を目途に、毎年当該補助金限度額を定める。